

規則

知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和八年二月六日

埼玉県知事 大野元裕

埼玉県規則第五号

知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則を廃止する規則

知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則（平成元年埼玉県規則第十四号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による廃止前の知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則第二十七条第七号及び第八号の規定は、施行期間（公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）附則第二条第二項又は第四条第二項に規定する施行期間をいう。附則第四項において同じ。）においては、なおその効力を有する。

（知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十八年埼玉県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。）

3 知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十八年埼玉県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則（平成元年埼玉県規則第十四号）の項を削る。

（知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

4 前項の規定による改正前の知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則別表第一の一知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則（平成元年埼玉県規則第十四号）の項の規定は、施行期間においては、なおその効力を有する。